

兵庫県指令 13 神北(宝農) 第6 - 2号

宝塚市小浜 4丁目 1番 1号
ヤマジ建設株式会社
代表取締役 海山 鐘二

平成 13年 3月 14日 付けで申請のあった下記の開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により、次の条件を付けて許可します。

なお、この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に兵庫県知事に審査請求をすることができます。

平成 14年 2月 5日

兵庫県阪神北県民局長
越智 秀



開発行為に係る 森林の所在場所	三田市池尻字北谷240番1ほか1字ほか3筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	8.7800ヘクタール
開発行為の目的	事業場用地の造成
開発行為の 着手年月日	許可後1ヶ月以内
開発行為の 完了予定年月日	着手後60ヶ月以内

許可に付する条件：裏面のとおり

許 可 に 付 す る 条 件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合は、この許可を取り消すことがある。

- 1 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 本県職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 3 開発行為に着手及び完了したときは、遅滞なく兵庫県阪神北県民局長に届け出ること。
また、本県職員が開発行為の施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 4 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく兵庫県阪神北県民局長に届け出るほか、その指示に従って防災措置を講じるとともに、本県職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 5 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行ったとき、又は開発行為に基づく地位を第三者に承継したときは、遅延なく兵庫県阪神北県民局長に届け出ること。
- 6 開発行為の内容を変更するときは、変更の許可申請又は変更の届出を行うこと。
- 7 開発行為の施行中においては、災害の防止に万全を期すること。万一災害が発生し、あるいは発生する恐れがある場合は、適切な措置を講じるとともに、遅滞なく兵庫県阪神北県民局長に届け出ること。
- 8 防災施設の設置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で、行うこと。